

ベストプランこぶし 重要事項説明書

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

1 事業所の概要

事業所名	ベストプラン こぶし
所在地	長野県伊那市荒井 3835-1
介護保険指定番号	2070900747
サービス提供地域	伊那市 南箕輪村
管理者 介護支援専門員	近藤 那々子

2 事業の目的と運営方針

事業の目的	指定居宅介護支援の事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態の利用者に対し利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、適正なサービスを提供することを目的とする。
運営の方針	利用者の心身の状況や環境等を踏まえ、関係する市町村、事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と連携し、利用者に適切なサービス提供に努めます。

3 営業日時

営業日	月～金 但し祝日、12/30～1/3、8/14～8/16 日を除く
営業時間	月～金 9:00～17:00

4 職員体制

管理者 介護支援専門員	近藤 那々子	常勤	1 名
介護支援専門員	三浦 美咲	常勤	1 名

5 提供するサービス

居宅サービス計画の作成	<ul style="list-style-type: none">・利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面談して情報を収集し解決すべき課題を把握します。・当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者及び家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
居宅サービス事業者等との連絡調整	<ul style="list-style-type: none">・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定介護サービス事業者等との連絡調整を行います。・必要に応じて保健福祉等の関係機関との連絡調整を行います。
利用者状態の把握	<ul style="list-style-type: none">・利用者及びその家族と随時連絡を取り経過の把握に努めます。・利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて

	居宅介護計画変更の支援、要介護認定区分変更の支援等の必要な対応を行います。
居宅サービス計画の変更	・利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は事業者と利用者双方の合意を持って居宅サービス計画を変更します。
給付管理	・介護保険を利用して受けられるサービスについて、実際にサービスが受けられる範囲やサービスの種類等について調整し、サービスが計画どおりに提供されたか等を確認して給付管理を行います。
要介護認定等の申請に係る支援	・事業者は利用者が要介護認定等の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう支援します。
相談の対応	・電話、訪問、来所等を通じて介護保険や介護に関するご相談をお受けします。

6 ケアマネジメントの公平中立性の確保

利用者は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能です。

7 虐待防止への取り組み

利用者の尊厳の保持や人格の尊重、人権の尊重の観点から、虐待の発生やその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施等の担当者を定め取り組みます。

8 ハラスメント対策

職場におけるハラスメント対策のための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

9 感染症の予防及びまん延防止のための措置

感染症の発生や拡大を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修等の担当者を定め、取り組みます。

10 業務継続計画の策定

感染症や災害発生時においても、業務を継続、又は早期に業務再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練等の実施に取り組みます。

11 事故発生時の対応

指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、市町村等へ連絡し、必要な措置を講じます。

12 苦情相談窓口

(1)居宅介護支援に関する苦情相談窓口は次の通りです。居宅サービス計画に基づいて提供

している各サービスについての苦情相談も承ります。

<p>当事業所苦情相談窓口（受付時間：月曜日～金曜日 8:30～17:30） 電話：0265-77-2618 / FAX：0265-73-2615 担当：近藤 那々子</p>

(2) 上記に関する苦情相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	電話番号
伊那市社会福祉課介護保険係	0265-78-4111
長野県国民健康保険団体連合会 苦情処理係	026-238-1580

13 利用料金

(1) 要介護認定を受けられた方は介護保険から全額給付されるので、自己負担はありません。
 ただし、介護保険料滞納などにより保険給付が行われない場合、1ヶ月につき要介護度に
 応じて次の金額をお支払いいただきます。

《基本料金》	要介護1・2	10,860 円
	要介護3・4・5	14,110 円

《加算料金》

初回加算	新規あるいは要介護状態区分が2区分以上変更された利用者 に対し、指定居宅支援を提供した場合（1月につき）	3,000 円
入院時情報連 携加算	利用者が病院又は診療所に入院するに当たって、当該病院等の職員に対し て利用者に係る必要な情報を提供した場合	
	(I) 入院した日の内に情報を提供した場合	2,500 円
	(II) 入院した日の翌日又は翌々日に情報を提供した場合	2,000 円
退院・退所加 算	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設または介護保険施設からの 退院・退所にあたって、当該病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必 要な情報提供を受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の 利用調整を行った場合	
	(I)イ カンファレンス以外の方法により情報提供を一回受けた場合	4,500 円
	(I)ロ カンファレンスにより情報提供を一回受けた場合	6,000 円
	(II)イ カンファレンス以外の方法により情報提供を二回受けた場合	6,000 円
	(II)ロ 情報提供を二回受けており、うち一回以上はカンファレンスによ る場合	7,500 円
(III) 情報提供を三回以上受けており、うち一回以上はカンファレンス による場合	9,000 円	
通院時情報連 携加算	利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察 を受けるときに同席し、医師等に対して当該利用者の心身の状 況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行う とともに、医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を	500 円

	受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合(1月に1回)	
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより、医師等と共に居宅を訪問してカンファレンスを行い、利用者に居宅サービスの利用調整を行った場合(1月に2回を限度)	2,000円

(2)交通費

サービス提供地域にお住まいの方は無料です。
それ以外の地域の方は、1km100円の交通費の実費が必要です。

(3)解約料

いつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して「重要事項説明書」に基づき重要事項を説明しました。

事業者

住 所 長野県伊那市荒井 3835-1
事業者 ベストプラン こぶし
管理者 近藤 那々子

説明者 _____

私は、事業者より「重要事項説明書」に基づき、居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、内容について理解し、同意しました。

利用者

住 所 _____

氏 名 _____

署名代行者(又は代理人)

住 所 _____

氏 名 _____